

法律相談のご案内

遺言

相続

離婚

不動産

交通事故

金銭トラブル

刑事

労働

債務整理

その他各種相談

☎049-299-5068

受付時間：平日9:00～18:00

ご相談を希望される方はお電話でご予約ください。
左記受付時間外でも対応できる場合があります。
法律相談は30分につき5,500円(税込)となります。
本日よりをご持参いただいた場合、初回のみ相談無料となります。



『誰に相談したらいいのだろう?』
と困った時は、お早めにご相談ください!



アクセス



川越元町法律事務所

〒350-0062 埼玉県川越市元町一丁目9番19

電話 049-299-5068

FAX 049-299-5072

URL <http://www.kawagoemotomatilawoffice.com>

川越元町法律事務所 検索

■ 電車でお越しの場合

東武東上線 [川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車
西武新宿線 [本川越駅] 東口の東武バス乗り場から
[札の辻] または [市役所前] 停留所下車

■ 車でお越しの場合

川越市役所より蔵造り商店街方面
事務所の裏等の提携コインパーキング(らくだプラザ)あり



事務所
だより

巻頭あいさつ

巻頭の写真は、昨年、埼玉県秩父郡長瀨町にある長瀨渓谷を訪れた際のものです。長瀨岩畳は、秩父鉄道長瀨駅から徒歩5分くらいのところであり、荒川に沿って幅約50m、長さ約600m続いています。形が独特なため、観光客が訪れるようになり、1924年には国指定の名勝・天然記念物に指定されました。

コロナ禍で長らく旅行は控えていたのですが、昨年、久しぶりに少し遠出をして、旅の良さを感じるとともにリフレッシュすることができました。これまで、長い期間自粛生活をしなければなりませんでした、悪いことばかりではなく、以前と比べて改善されたこともいくつかあります。

例えば、我々の仕事においては、ウェブ会議の充実により、遠方の裁判所へ出席するための移動にかかる負担が軽減されました。また、ウーバーイーツなどに代表される食事の宅配サービスの充実、自身の生活に大きな影響を与えるものになりました。忙しくて昼食を買いに行ったり食事に出たりする時間がないときや、気分転換にいつもと違うものが食べたいときはとても重宝します。毎日仕事をする中で、昼食は一日の活力の源であり、楽しみの一つです。

弁護士

埼玉弁護士会
弁護士 中山 達人
弁護士 大塩 慧
弁護士 井上 拓耶

発行元

川越元町法律事務所
〒350-0062
埼玉県川越市元町一丁目9番19



ホームページは
こちらから!



『相続不動産の登記義務化』

近年、私たちの生活に身近な民法、不動産関連法の法改正が続いていますが、今回は、不動産に関する改正の一つ、相続不動産の登記義務化について紹介します。

これは、不動産の所有者が死亡し、相続が発生した場合、相続で不動産を取得した相続人にその登記を義務づける、というものです。具体的には、相続や遺贈で不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に登記する義務が課せられ、正当な理由なく登記義務に違反した場合には罰則規定もあります。

遺言などで不動産を取得する人が明確になっていないのですが、相続人の中で遺産分割協議が進まなかったり、そもそも他の相続人を探すことが困難な場合には、3年以内の間に誰が不動産を相続するかを決められない場合には、自身の登記義務を果たすために、単独で申告登記する制度も用意されています。しかし、いずれは、誰がその土地を相続するかを相続人全員できちんと協議をしなければなりません。

この改正の背景には、相続による所有者変更の登記がされないまま相続が繰り返され、登記簿からは、現在の所有者が分からないという状態が各地で生じていることが挙げられます。そのため、例えば、災害が発生した際、土地所有者が不明なため、復旧・復興事業が円滑に進められないという事態が発生しているのです。

このような背景のもと、相続登記が義務化された今、相続人全員ときちんと遺産分割協議を進める必要性がますます高まっています。遺産に不動産がある場合には、お早めにご相談ください。



「8」

事務所だよりも8号目に突入しました。

「8」といえば、先日、棋士の藤井聡太さんが将棋界で史上初となる八大タイトルを独占し、藤井八冠と呼ばれるようになりました。

将棋においては、何手も先の展開を読むという話を聞きますが、我々の仕事においても、先を読む、つまり事案の見通しを立てることが大切です。

事案の法的問題点だけでなく、その背景や当事者の心情等も勘案して、想定される最適な解決方法や落としどころを見据えることは不可欠であると思います。また、どのような過程でその結論に持っていかも重要であり、そこも弁護士の力量が問われるところだと思います。

これまでの経験を活かし、正確な見通しを立て、最善の過程で結論に導いていけるよう日々研鑽してまいりたいと思います。



市役所前のお弁当
安くてお手頃です!



弁護士
中山 達人
NAKAYAMA TATSUHITO



近所の蕎麦屋さんの
揚げ餅蕎麦



弁護士
井上 拓耶
INOUE TAKUYA

事務局からご挨拶

去年は久しぶりに泊りがけで旅行に行きました。有名な観光地だったので何度も写真で見ましたが、実際に入ると古い木の香りや建物の揺れを感じ、現存しているうちに感じたことを嬉しく思いました。行きたい場所も会いたい人も「いつか」と思っていると機を逸することがあります。今年も「今が一番若い!」を信条に、少しでもチャンスがあったら行動したいと思います。

弁護士のたまご



私たち弁護士は、司法試験に合格した後、1年ほど「司法修習生」という立場で、裁判官、検察官、弁護士の下で、実務研修を受けます。日常の困りごとの中で、法律がどう活かされ、事件がどう解決していくのか、初めて触れる貴重な経験でした。

私も、昨年初めて「司法修習生」の指導を担当し、裁判や打合せに同席してもらいました。その中で、実務では当たり前になっている裁判所の運用についての素朴な疑問を投げられ、事案検討の中でも法律の基本に立ち返った質問を受け、フレッシュな頭脳に大きな刺激を受けました。

今後も、相談の際に修習生が同席することがあると思いますが、弁護士の卵たちを温かく見守っていただけると幸いです。なお、修習生にも守秘義務がありますので、ご安心いただければと思います。



弁護士
大塩 慧
OSHIO KEI



武蔵野うどんに
出会い、すっかり
うどん派です!



健康寿命を延ばす

最近、体力がなく、すぐに疲れを感じようになりました。

通勤は自動車、仕事柄デスクワークが多く、最近では事務所内でウェブや電話を利用して裁判に参加できるようになったため、平日に外出することがほとんどなくなりました。そのため一番の原因は明らかに運動不足です。

健康寿命という言葉を見聞きする機会が増えてきました。健康寿命を延ばすには、適切な食生活、十分な睡眠、適度な運動などの取り組みをしていくことが大切とのこと。明らかな運動不足の生活を続けていけば、健康寿命が短くなっていくことは間違いありません。

どうにかしなければいけないと悩み、とりあえず歩こうと考え、徒歩での通勤をすることを決めました。川越の街を散歩でき、かつ健康寿命も延びて一石二鳥。

健康寿命を延ばすために、徒歩通勤を長く続けていきたいものです。